

令和4年第6回 琴浦町教育委員会定例会 日程

と き：令和4年5月27日（金）13:30～

ところ：まなびタウンとうはく 第1会議室

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

（森田委員、新田委員）

3 教育長報告

4 各課報告

5 議 事

議案第17号 令和4年度（6月定例議会）補正予算要求について

議案第18号 学校運営協議会委員の任命について

議案第19号 琴浦町社会教育委員会委員の委嘱について

議案第20号 琴浦町各地区公民館運営協議会委員の委嘱について

6 報告事項

7 その他

・令和4年度琴浦町教育行政の評価点検項目について

・令和4年度前期計画訪問について

8 閉 会

次回定例会：令和4年6月 日（ ） 時 分～

1 行事報告等

- 4月25日(月) 定例校長会
- 4月26日(火)・27日(水) 東伯中学校修学旅行→延期
- 5月 2日(月) 体験的学習活動等休業日
- 5月 6日(金) まなびタウン改修事業説明
郡小・中 PTA 総会
- 5月10日(火) 町人権・同和教育推進協議会役員会
- 5月12日(火)・13日(水) 赤碕中学校修学旅行
- 5月13日(水) 東伯郡社会教育協議会総会・研修会(北栄農村環境改善センター)
琴浦町 PTA 連合協議会総会
- 5月16日(月)・17日(火) 全国町村教育長会総会・研究大会(東京)
- 5月19日(木) 解放「学習会」開級式(小学生)@赤碕文化センター
- 5月24日(火) 中学校一斉公開
- 5月25日(水) 解放「学習会」開級式(中学生)@赤碕文化センター
- 5月27日(金) 定例教育委員会(13:30~14:30)
総合教育会議(14:30~15:30)

2 今後の予定

- 5月28日(土) 運動会(小学校)
- 5月31日(火) 定例校長会
- 6月 1日(水) 計画訪問(ことうらこども園 9:00~11:30)
東伯地区教育委員会連絡協議会総会・研修会(湯梨浜町中公 15:00~)
- 6月 2日(木) 計画訪問(浦安小学校 9:00~12:00)
- 6月2日(木)・3日(金) 中部中学校総体
- 6月 7日(火) 議会初日(10:00~)
- 6月 9日(木) 小学校一斉公開
- 6月13日(月) 第1回CS推進委員会
- 6月17日(金) 議会最終日
- 6月21日(火) 計画訪問(船上小学校 9:00~12:00)
- 6月23日(木) 計画訪問(赤碕中学校 9:00~12:00)
- 6月24日(金) 計画訪問(赤碕小学校 9:00~12:00)
- 6月27日(月) 第1回斎尾廃寺跡発掘調査委員会(9:30~12:00)
計画訪問(東伯中学校 13:30~16:45)
- 6月28日(火) 計画訪問(やばせこども園 9:00~11:30)
- 6月29日(水)・30日(木) 小学校修学旅行
- 6月30日(木) 計画訪問(こがねこども園 9:00~11:30)

3 その他

- 小学校修学旅行
一泊二日 県内 皆生温泉宿泊

令和4年5月教育委員会定例会報告

教育総務課

1. 要保護・準要保護児童生徒の認定について

(別紙のとおり)

2. 小中学校修学旅行の実施について

5/12、13 赤碕中学校 (県内)

6/14、15 東伯中学校 (島根県)

6/29、30 町内小学校 (県内)

要保護・準要保護児童生徒の認定について

次のとおり、要保護・準要保護児童生徒の認定について、琴浦町就学援助費支給に関する要綱(平成 19 年教育委員会訓令第 1 号)第 6 条の規定により決定しました。

申請者一覧

番号	学校名	学年	新規 継続	住所	一人親 家庭	認定の 根拠	令和 4 年分合計 所得金額(円)	認定基準額 (円)
1	赤碕中学校	1	新規	琴浦町赤碕	○	①ク	—	—

(参考) 琴浦町就学援助費支給に関する要綱

(対象者)

要保護者 (生活保護法第 6 条第 2 項)	
準要保護 (要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者)	
①ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	①イ 市町村民税の非課税
①ウ 市町村民税の減免	①エ 個人の事業税の減免
①オ 固定資産税の減免	①カ 国民年金の掛金の減免
①キ 保険料の減免又は徴収の猶予	①ク 児童扶養手当の支給
①ケ 生活福祉資金貸付等による貸付	
その他経済的理由	
②ア 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者	
②イ 保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者	
②ウ PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	
②エ 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者又は学用品通学品等に不自由している者等で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者	
②オ 経済的な理由による欠席日数が多い者	
②カ その他当該年度において、会社の倒産、事業の閉鎖若しくは家庭事情の変動により、所得が著しく減ったとき又は家庭内の病気等により家庭支出が著しく増えたとき等で教育委員会が支給する必要があると認めた者	

令和4年5月 教育委員会定例会報告（社会教育課）

1 琴浦町体育協会名称変更について

琴浦町体育協会において「体育」という言葉は「スポーツ」を表す言葉として使用してきましたが、現在では「スポーツ」が競技種目の活動だけではなく、ウォーキングやレクリエーションなどを含めた体を動かす活動全般として理解されるようになってきている。

国や県の組織においても「体育」から「スポーツ」への名称変更が行われており、日本体育協会、鳥取県体育協会においても名称が変更されていることから琴浦町においても令和4年5月13日の琴浦町体育協会総会において名称変更が承認されたことにより、令和4年度より「琴浦町スポーツ協会」へと名称変更された。

参考 行政組織、その他のスポーツの名称について

平成23年 スポーツ基本法制定（スポーツ推進員の設置 旧：体育指導員）

平成26年 鳥取県庁 スポーツ課の新設

平成27年 国 スポーツ庁設置

平成30年 日本スポーツ協会へ名称変更（旧：日本体育協会）

平成31年 郡民スポーツ・レクリエーション大会へ名称変更

（旧：郡民体育大会）

令和2年 鳥取県スポーツ協会へ名称変更（旧：鳥取県体育協会）

令和6年 国民スポーツ大会へ名称変更予定（現行：国民体育大会）

2 令和4年度 スポーツ・レクリエーション祭 in 琴浦の開催について

日時 令和4年6月5日（日）

場所 東伯総合公園、赤碕総合公園、農業者トレーニングセンター

内容 グラウンドゴルフ、バドミントン、ソフトテニス、バウンスボール

詳細 別紙の通り

令和4年度 スポーツ・レクリエーション祭 in 琴浦 令和4年6月5日(日)

地域や職場の仲間を誘って楽しく参加してみませんか？

参加資格 町民および町内在勤者

事前申し込み
必要



グラウンド・ゴルフ

時間 8:30開会(小雨決行)
会場 東伯総合公園サッカー場
部門 団体戦(1チーム6名) 個人戦(団体戦同時併行)
参加料 無料

ソフトテニス

時間 9:00開会(小雨決行)
会場 赤碕総合運動公園テニス場
部門 団体戦(1チーム6名) 個人戦
参加料 無料



バドミントン

時間 9:30開会
会場 琴浦町総合体育館
種目 団体戦(1チーム6~8名)
参加料 無料



申込期限 令和4年5月26日(木)午後5時
参加申込 総合体育館(電話52-2047/FAX52-2037)

事前申し込み
不要

バウンズボール講習&交流大会

時間 9:00開会
会場 農業者トレーニングセンター
参加料 無料



参加申込 当日受付

2022年度
第1回

赤碕文化センター

解放教育講座

反差別の輪と文化の創造に向けて

申込み・参加費不要

◆6月23日 木 19:30-21:00

【講演】

演題：解放教育から学ぶ

～1975年部落地名総鑑発覚が問うもの～

講師：前田 寿光さん

鳥取県人権教育アドバイザー

※裏面に「部落地名総鑑とは」を
載せています。

【お問い合わせ】 琴浦町立赤碕文化センター
〒689-2511 鳥取県東伯郡琴浦町出上230-1
電話・ファックス (0858)55-0741

部落地名総鑑事件から47年

「部落地名総鑑」とは
被差別部落の所在地一覧を記した図書(コピー含む)の総称

発覚は、1975年11月18日

「前略 同封致しました書面は誠に差別撤廃の折から如何に存じます。ご調査の上、厳しくご処置ください」という手紙と購入案内チラシが部落解放同盟大阪府連合会に送られてきました。



調べていくと、各種「部落地名総鑑」が続々と発見され、200以上の購入者が判明しました。その大半は企業でした。

買い手市場の中で「差別の実態」
が露呈されました。

近年ではインターネットに掲載され、
不特定多数の人が閲覧し、コピーし、
公然と差別扇動が繰り返されています。



次回の解放教育講座は・・・

第2回解放教育講座(お知らせ)

あなたとわたしの「あの...あの...」集会

日時: 2022年7月21日(木) 19時30分～21時00分

場所: 赤碕文化センター(大会議室)

【講演会】

演題: 「人権・同和教育に関する意識調査について」

講師: 一盛 真(いちもりまこと)さん(大東文化大学教授)

誘い合わせてご参加ください。お待ちしております。

同和問題懇談会、町乳幼児教育研究会 会員研修

人権・同和教育講演会

「性の多様性から『じぶん』について考える」

～誰もが排除されない社会をめざして

子どもたちとの出会いからみえてきたこと～

安心して
参加するために
マスク着用・検温
手指消毒に
ご協力ください

6月11日《土》

① 10:00～12:00

② 13:30～15:30

※ ①②とも同じ内容で講演会を行います！

会場

まなびタウンとうはく
4F 多目的ホール

※ 新型コロナウイルス等の感染状況
により内容を変更する場合が
あります。

講演内容

子どもたち向けの出前講座の中で
みえてきた子どもたちの持たされて
いる「性」に対しての意識・偏見。

子どもたちにこんな風に
思わせたのは誰？何？
子どもたちは出会いの中で考えています。

「あたりまえって？ふつうって？」
わたしたちおとなたちは？



講師

にじいろi-Ru(アイル)

田中 一步さん
近藤 孝子さん



● 共 催：東伯文化センター、町乳幼児教育研究会
● 問合せ：東伯文化センター(琴浦町下伊勢355-5)

☎0858-52-2773

議案第17号

令和4年度補正予算要求（6月補正）について

令和4年度教育費補正予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会の意見を求める。

令和4年5月27日 提出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

令和 4 年度 事業説明書

1 基本情報

一般会計

事業番号	262・280	事業名	一般教育振興費			事業区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続		
担当課	教育総務課		担当係						
予算区分	款	9	教育費	項	2.3	小学校費・中学校費	目	2	教育振興費

2 補正後の事業費等

項目	補正前	今回 補正額	財源内訳					備考
			国庫 支出金	県支出金	その他	起債	一般財源	
1号補正 6月定例	31,219	1,851		400	1,451			鳥取県内修学旅行等支援事業費補助金 保護者負担金
補正後		33,070					33,070	

3 事業の概要

補正の概要	県内実施の修学旅行を対象とした県補助金を活用するため、対象経費を計上する。 赤碕中学校修学旅行（5月12日～13日） 小学校修学旅行（6月29日～30日）			
補正の内容	(単位：千円)			
	細事業等	内容	補正額	財源内訳
	修学旅行用バス 借上料	【262】 小学校連合 @216,700円×6台=1,300,200円 【280】 赤碕中学校 @275,000円×2台= 550,000円 県補助金 ・バス借上げ料の1/3（上限：50千円/台）	1,851	県費 その他
	合計		1,851	

令和 4 年度 事業説明書

1 基本情報


一般会計

事業番号	681	事業名	上郷地区公民館事業		事業区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続			
担当課	社会教育課		担当係	生涯学習係					
予算区分	款	9	教育費	項	4	社会教育費	目	2	公民館費

2 補正後の事業費等

項目	補正前	今回 補正額	財源内訳					備考
			国庫 支出金	県支出金	その他	起債	一般財源	
1号補正 6月定例	908	688					688	
補正後		1,596					1,596	

3 事業の概要

補正の概要	上郷地区区長会にて要望（R4.4.4）のあった公民館前の舗装工事を行う。			
補正の内容	（単位：千円）			
	細事業等	内容	補正額	財源内訳
	工事請負費	上郷地区公民館前通路・駐車場舗装工事 94.5㎡ 工事費 688千円 上郷地区公民館前は、一部未舗装区間があり、車の通行等により陥没し、雨天時には水たまりになるなど不具合が生じている。舗装をグラウンドまで延長（9m×10.5m）し、来館者の安全確保を行う。	688	単町
				
合計			688	
これまでの取組状況や改善点等				

令和 4 年度 事業説明書

1 基本情報


一般会計

事業番号	682	事業名	古布庄地区公民館事業	事業区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続
担当課	社会教育課	担当係	生涯学習係		
予算区分	款 9 教育費	項 4 社会教育費	目 2 公民館費		

2 補正後の事業費等

項目	補正前	今回補正額	財源内訳					備考
			国庫支出金	県支出金	その他	起債	一般財源	
1号補正 6月定例	844	1,925					1,925	
補正後		2,769					2,769	

3 事業の概要

補正の概要	古布庄地区公民館駐車場に新たに街路灯を設置する。			
補正の内容	(単位：千円)			
	細事業等	内容	補正額	財源内訳
	工事請負費	<p>古布庄地区公民館駐車場街路灯設置工事 4箇所の街路灯の新設</p> <p>まちづくりセンターとして様々な活動を充実、発展させ、夜間の活動も増えることから利用者の安全確保のため、街路灯を設置する。</p> 	1,925	単町
合計			1,925	
これまでの取組状況や改善点等				

令和 4 年度 事業説明書

1 基本情報

一般会計




事業番号	321	事業名	町内文化財保護事業	事業区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続
担当課	社会教育課	担当係	学芸文化係		
予算区分	款 9 教育費	項 4 社会教育費	目 3 文化財保護費		

2 補正後の事業費等

項目	補正前	今回補正額	財源内訳					備考
			国庫支出金	県支出金	その他	起債	一般財源	
1号補正 6月定例	6,770	289					289	
補正後		7,059					7,059	

3 事業の概要

補正の概要	<p>町指定文化財「倉阪神社本殿」の屋根に雨漏りが認められるため、所有者が行う被害拡大防止の応急的な修繕工事に対し補助を行う。</p> <p>県指定文化財「神崎神社」の火災報知器が断線したため、所有者が行う復旧工事の対し補助を行う。</p>
-------	--

補正の内容	(単位：千円)			
	細事業等	内容	補正額	財源内訳
	文化財保存保護・活用事業補助金（倉阪神社本殿）	<p>倉阪神社本殿屋根修繕工事費の補助（事業費1/2） 修繕工事費 429千円 × (1/2) ≒ 214千円</p> <p>令和4年4月7日 倉坂部落要望</p>   <p>腐食の進行が見られる</p>	214	単町
	文化財保存保護・活用事業補助金（神崎神社）	<p>神崎神社火災報知器断線復旧工事の補助 （事業費 県 1/2、町 1/4、所有者 1/4） 修繕工事費 302千円 × (1/4) ≒ 75千円</p> <p>3月の強風被害により、火災報知器設備に断線が生じたため、修繕を行うもの。</p> 	75	単町
	合計			289

これまでの取組状況や改善点等	
----------------	--

令和 4 年度 事業説明書

1 基本情報

一般会計

事業番号	325	事業名	生涯学習センター管理費	事業区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続				
担当課	社会教育課		担当係	生涯学習係					
予算区分	款	9	教育費	項	4	社会教育費	目	5	生涯学習センター運営費

2 補正後の事業費等

項目	補正前	今回補正額	財源内訳					備考
			国庫支出金	県支出金	その他	起債	一般財源	
1号補正 6月定例	29,986	3,745					3,745	
補正後		33,731					33,731	

3 事業の概要

補正の概要	浦安駅自由通路の橋梁定期点検業務（5年に一度）。			
補正の内容	（単位：千円）			
	細事業等	内容	補正額	財源内訳
	委託料	浦安駅自由通路点検業務 5年に一度の点検（前回結果 健全性Ⅱ 予防保全段階） JR部分 3,253千円 JR以外 492千円	3,745	単町
		合計	3,745	
これまでの取組状況や改善点等				

No.	所属	事業名(仮)	区分	事業内容	概算事業費 [千円]	左のうち 町負担額 (交付金充当額)	事例集 番号
1	教育総務課	修学旅行キャンセル料 助成事業	従来分	新型コロナウイルス感染症の影響で修学旅行の計画変更を行ったこと によるキャンセル料の全額を助成する。 * 東伯中学校 4/26~27予定分	941	941	
2	教育総務課	オンライン学習環境整 備支援	従来分	対象：オンライン学習環境が整っていない家庭（48世帯、68人） 目的：オンラインでの家庭学習活動に備え、インターネット環境を構 築する世帯の負担軽減を図る。 実施方法：モバイルルーターを学校単位で貸与 2,260千円（@44,880円×48世帯） 本 体 21,780円 使用料 @2,200円×9月 事務登録手数料 3,300円	2,155	2,155	
3	教育総務課	校内Wi-Fi環境整備事 業	従来分	対象：町内各校 目的：コロナ禍の中、別室登校やオンラインでの学習者等にも対応で きるよう、GIGAスクール構想で整備ができていない部屋で端末が使用 できるようにネットワークを整備し、端末を追加整備する。 各校職員室、体育館、校長室、保健室への回線整備 6,715千円 端末 315千円（@45千円×7台）	5,400	5,400	
4	給食センター	臨時休校に係る給食食 材費補填	従来分	新型コロナウイルス感染症により臨時休校とした際の、学校給食食材 の使用中止に係る経費分を補填する。 小中学校で2日ずつを想定 小 120,176円（@296円×203人×2日） 中 181,306円（@337円×269人×2日）	302	302	

5	給食センター	給食食材費の高騰対策	原油・物価 高騰対策分	今後、急激な物価上昇となった場合に、提供する給食の質を落とさないために食材購入費を増額する。 1,763千円（食材費の約2%を見込む）	1,763	1,763	
6	給食センター	学校給食センター感染 防止対策事業	従来分	学校給食センター調理室内の手洗い・手指消毒設備を改善して感染防止対策を強化し、より安全に学校給食を提供する。 調理室内の手洗い場所（15箇所）に非接触型の石けんディスペンサーと消毒剤ディスペンサーを設置する。 ディスペンサー9,548円×30台＝286,440円 蓋付きダストボックス2,730円×15個＝40,950円	328	328	

No.	所属	事業名(仮)	区分	事業内容	概算事業費 [千円]	左のうち 町負担額 (交付金充当額)	事例集 番号
記入例	所属名称の記載	仮事業名の記載	従来分	【対象】、【目的】、【事業方法】など事業のイメージを記載	概算事業費のイメージを記載 (規模感)	左のうち町負担額 (交付金充当額を記載)	事例集を参考とした場合、その番号を記載
1	社会教育課	施設と資料の相互利用サービス	従来分	<p>【対象】 施設利用者</p> <p>【目的】 図書館だけでなく、施設全体を利用することで、3密を避け、快適な読書環境を提供する。また、施設の機能や行事に合わせた資料を提供する。</p> <p>【事業方法】 図書館外（施設内）に図書の持ち出しを可能にし、利用促進を図る。</p>	220	220	
2	社会教育課	スマホ教室ステップアップ講座委託事業	従来分	<p>【対象】 スマホ中～上級者の町民(主に高齢者)</p> <p>【目的】 地域や高齢者のデジタル格差解消。将来的なオンライン行政サービス充実を想定して、デジタル活用支援に取り組む。</p> <p>【事業方法】 赤碕・東伯地区にてスマホ教室を3回シリーズで開催する。便利な機能や行政サービスの紹介などを盛り込んだ内容とする。琴浦町オリジナルテキストを作成し、公共施設に設置し、いつでも参照できるようにする。</p> <p>受講者のなかでも、上級者を対象にチューター・サポーター向けの講座を別途開催し、将来的に各地区でのスマホ教室でのアシスタント、町民へのデジタル普及サポーターとして育成する。</p>	800	800	

3	社会教育課	地区公民館デジタル環境整備事業	従来分	<p>【対象】 町民</p> <p>【目的】 コロナ禍における事業、研修等のオンライン化に伴い各地区公民館でデジタル環境を整備し、町民への生涯学習機会の提供と推進を図る。</p> <p>【事業方法】 各地区公民館にiPad、プロジェクター等オンライン事業やリモート研修に対応できるよう整備する。</p>	2,050	2,050	
4	社会教育課	図書館ICT活用促進、生涯学習推進周知のための装飾作成事業	従来分	<p>【対象】 施設利用者</p> <p>【目的】 図書館では、ルールル図書館、ヨミダス等の情報検索システムの利用ができるが、適切な周知が出来ておらず、利用率が低い。サービス提供をしていることをわかりやすく告知するためのツールを作成する。</p> <p>【事業方法】 のぼり、ポスター、ポップを作成する。</p>	163	163	
5	社会教育課	トレーニングルーム入退室管理システム導入	従来分	<p>【対象】 トレーニングルーム利用者</p> <p>【目的】 非接触化による感染症対策 受付のスマート化による手続きの簡略化と事務の効率化</p> <p>【事業方法】 入退室管理システムの導入</p>	306	306	

議案第18号

船上小学校学校運営協議会委員の任命について

琴浦町学校運営協議会規則（令和3年琴浦町教育委員会規則第7号）第8条の規定により次の者を委員に任命したいので、本委員会の同意を求める。

令和4年 5月27日 提出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

1 学校運営協議会委員の氏名等

	氏 名	所属・役職等	備 考 (住所)
1	中原 浩之	PTA 会長	琴浦町竹内 582

2 任 期 令和 4 年 4 月 2 6 日～令和 6 年 3 月 3 1 日

議案第 19 号

琴浦町社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条第 2 項並びに琴浦町社会教育委員に関する条例（平成 16 年条例第 97 号）第 2 条第 2 項の規定により次の者を委員に委嘱したいので、本委員会の同意を求める。

令和 4 年 5 月 27 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

1 社会教育委員の氏名等

(変更前)

	氏名	住所	生年	備考
1	竹本 和博	倉吉市鍛冶町1丁目2792-1	昭和37年	町校長会
2	中原 豪	琴浦町大字逢束581番地	昭和49年	町PTA連合

(変更後)

	氏名	住所	生年	備考
1	河野 俊隆	倉吉市大谷茶屋833-234	昭和37年	町校長会
2	秦野 伸也	琴浦町湯坂80	昭和62年	町PTA連合

※生涯学習センター運営審議会委員を兼ねる。

2 任期 委嘱の日～令和5年3月31日

議案第 20 号

琴浦町各地区公民館運営協議会委員の委嘱について

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 30 条第 1 項並びに琴浦町公民館条例（平成 17 年条例第 28 号）第 6 条第 2 項の規定により、次の者を委員に委嘱したいので、本委員会の同意を求める。

令和 4 年 5 月 27 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

赤碕地区公民館運営協議会委員名簿

(任 期：令和4年4月1日～令和6年3月31日)

氏 名	住 所	生 年	備 考
桑村 智道	琴浦町別所 311 番地町住 2-3 号	昭和 54 年	赤碕小 PTA 会長

以西地区公民館運営協議会委員名簿

(任 期：令和4年4月1日～令和6年3月31日)

氏 名	住 所	生 年	備 考
西長 和教	琴浦町宮木 257 番地	昭和 31 年	
中井 一郎	琴浦町竹内 372 番地	昭和 34 年	
前田 清一	琴浦町大父 359 番地	昭和 32 年	
小椋 和幸	琴浦町大父 803 番地	昭和 43 年	
谷口善一朗	琴浦町竹内 519 番地	昭和 39 年	
高力 政寿	琴浦町高岡 369 番地	昭和 48 年	
池本 貴生	琴浦町山川 209 番地	平成 1 年	
河上 和誠	琴浦町大父 360 番地	昭和 54 年	